

(証券コード：9446)  
(発送日) 2025年12月3日  
(電子提供措置の開始日) 2025年11月27日

## 株主各位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号  
株式会社サカイホールディングス  
代表取締役社長 朝田康二郎

### 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト  
<https://d.sokai.jp/9446/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サカイホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9446」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより2025年12月18日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル  
株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
**報告事項** 1. 第35期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第35期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願ひいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置をとっている各ウェブサイトに修正した旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月19日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

\*議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2号議案

- 賛成の場合
- 反対する場合

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合
- 全員反対する場合
- 一部の候補者を  
反対する場合

» 「賛」の欄に○印

» 「否」の欄に○印

「賛」の欄に○印をし、

反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

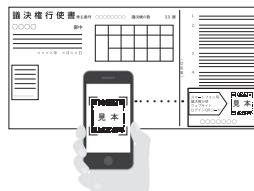
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

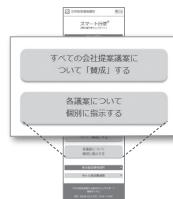
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 議決権行使用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 議決権行使用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031

受付時間 午前9時～午後9時

## 第35期事業報告

(自 2024年10月1日  
至 2025年9月30日)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用環境や賃金引上げなどの所得環境が改善する状況下にインバウンド需要の回復も相まって緩やかな回復基調にあります。一方、長期化する不安定な国際情勢などを背景とした資源・エネルギー価格の高騰や物価高の上昇により、家計への負担は増加しており、足元は個人消費の足踏みも見られているうえに、米国政権による関税政策の影響など、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、再生可能エネルギー事業の増強、携帯ショッップの総合的評価の向上と採算性の見直し、保険代理店事業の販売力と生産性の向上、葬祭事業における会員募集の強化と質的向上、ビジネスソリューション事業の販売力強化と提案の多様化に注力しております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は17,017百万円（前期比9.9%増）、営業利益は1,465百万円（前期比4.2%増）、経常利益は1,332百万円（前期比0.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は987百万円（前期比25.3%減）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

再生可能エネルギー事業につきましては、2050年カーボンニュートラル宣言、エネルギー基本計画等、再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しております、今後も、国内再生可能エネルギー市場は、より一層拡大していく見通しです。当社グループは15ヶ所の太陽光発電所を運営しており、自社エンジニアが発電所の運営管理業務（O&M）を担当することで経費削減を図り、発電所の設置地域を全国各地に分散することで気候リスクの低減を図っています。発電量は出力制御の回数増加および実施対象地域の拡大によりマイナスの影響を受けていますが、安定的に稼動しています。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,387百万円（前期比1.2%増）、営業利益は1,169百万円（前期比3.2%増）となりました。

移動体通信機器販売関連事業につきましては、端末値引き規制が強化され、端末購入価格が上昇し、お客様の機種変更サイクルが長期化しております。大手通信事業者各社は経済圏を活かした顧客の囲い込みを狙いとする施策・料金プランを打ち出し、料金競争から経済圏競争へと変化をしてまいりました。このような事業環境のなか、当社グループでは各店舗を対面サービスを通じた地域のDXを支える拠点と位置づけ、お客様満足度向上に向けた人材育成に注力するとともに、お客様の意

向に合わせた料金プランの案内、スマートフォンやアクセサリの販売のほか、光回線、キャリア推奨のクレジットカード提案の促進など経済圏を活かしたライフスタイルのコンサルティングを行っています。併せてアドレス等のデータ移行や保護フィルムの貼付等をサブスクリプション型の有償サポートで行うなど、多様なサービスを提供しています。また、外販専門部門を増員・強化し、商業施設等において積極的な営業展開をすることで、新規契約回線獲得に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における移動体通信機器の販売台数は、新規・機種変更を合わせ69,544台（前期比0.4%減）、その内訳は、新規が29,271台（前期比10.8%増）、機種変更が40,273台（前期比7.3%減）となり、上記施策により売上高は12,110百万円（前期比12.8%増）、営業利益は440百万円（前期比0.7%減）となりました。

なお、各店舗の採算を検討した結果、不採算となっている店舗については減損処理を実施しました。

保険代理店事業につきましては、医療保険などの第三分野商品の加入件数が堅調に推移し、現在の主力販売商品になっています。また、稼働人員も徐々に回復傾向にあり、新規顧客の開拓や教育体制の整備に注力した結果、売上高は順調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は672百万円（前期比0.6%増）、営業利益は59百万円（前期比29.4%減）となりました。

葬祭事業につきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されていますが、少子高齢化、世帯人数の減少、ネット系葬儀サービスの台頭、家族葬の増加による葬祭規模の縮小等、葬儀や供養のあり方自体が変化しています。近時では多数のご参列をいただく一般葬の需要は一定数あるものの、家族葬の浸透・定着による小規模葬の拡大により、今後も業界全体として葬祭規模の二極化はさらに進行していくものと捉えています。そのような市場環境のもと、地域密着型で効率的な運営を目的として、現在、愛知県の知多エリアおよび西三河エリアで8会館を運営し、近隣店舗間の高い連携効率を実現しています。また専門知識と経験豊富な葬祭ディレクターによるお客様本位の対応、搬送業務と接客要員における委託業務の一部内製化により、お客様のご要望に合わせたきめ細かなサービスを提供することで、葬儀案件受注および葬儀施行単価の維持・向上に努めてまいりました。今後は葬儀に関する様々なニーズにワンストップで対応するため、樹木葬や永代供養墓の販売に着手し、新たなバリューの提供による顧客満足度の更なる向上と収益拡大を目指して参ります。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,030百万円（前期比1.6%減）、営業利益は173百万円（前期比13.1%減）となりました。

不動産賃貸・管理事業につきましては、名古屋市千種区に大型立体駐車場「エス

ケーアイパーク法王町」を運営し、安定した賃料収入を計上しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は65百万円（前期比3.3%増）、営業利益は11百万円（前期比2.4%増）となりました。

ビジネスソリューション事業につきましては、DXの需要の高まりを背景に、携帯電話と光回線サービスを中心に法人のお客様の業務効率化、コスト削減に関するコンサルティング営業を展開しています。また、有償のアフターフォローサービス「SKIモバイルサポート」も順調に獲得数を伸ばしております。さらに、新電力サービスやクラウドPBXといった関連サービスのクロスセル強化にも注力しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は752百万円（前期比23.6%増）、営業利益は91百万円（前期比178.3%増）となりました。

## 2. 企業集団の設備投資の状況

(1) 設備投資総額 92,985千円

(2) 取得した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ

ららぽーと安城、焼津石津、イオン相模原、桜山、清水、鎌倉

## 3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金および金融機関からの借入金により必要資金を貯いました。

## 4. 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第32期 2022年9月期	第33期 2023年9月期	第34期 2024年9月期	第35期 2025年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	14,240,892	14,848,662	15,484,837	17,017,023
経常利益(千円)	1,159,038	1,234,020	1,322,620	1,332,112
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	532,525	815,153	1,322,167	987,090
1株当たり当期純利益(円)	51.45	78.71	129.92	106.27
純資産(千円)	3,618,605	4,274,886	4,736,146	4,680,419
総資産(千円)	23,358,059	22,409,007	21,129,032	20,399,776

## 5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社エスケーアイ	10,000	100.0	移動体通信機器販売・関連事業 ビジネスソリューション事業
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保険代理店事業
エスケーアイマネージメント株式会社	490,000	100.0	葬祭事業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不動産賃貸・管理事業 再生可能エネルギー事業

## 6. 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、企業による設備、人材への投資や、インバウンド消費の拡大により、ゆるやかな景気回復が見られる一方、不安定な国際情勢、インフレ持続による金融緩和の遅れ、世界経済の回復ペースの鈍化等を受け、引き続き不透明な状況が続いています。

このような状況の中で当社グループは、市場や顧客の動向を注視し、ESGやSDGs、地球温暖化防止に向けた世界的な取り組みに呼応しながら、再生可能エネルギー事業の拡張を図り、移動体通信機器販売関連事業、葬祭事業、保険代理店事業を通じて地域社会に貢献し、成長を加速させるとともに、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

また当社では、人材を人財として考え最も重要な資産として捉えております。高度・多様化し続ける顧客ニーズに迅速、柔軟かつ的確に対応できる優秀な人材を確保および育成する事を重要課題の一つに掲げ、人材育成による企業体质の強化を図ってまいります。

経営ビジョンといったしましては、「カーボンニュートラルの実現に寄与する再生可能エネルギー事業の発展的展開」、「セグメント事業を通じた地域社会への生活インフラ提供」、「SDGsの理念に基づく事業領域への新規ビジネス展開」の基本方針のもと事業を推進してまいります。

## 7. 企業集団の主要な事業内容(2025年9月30日現在)

- (1) 再生可能エネルギー事業
- (2) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業および移動体通信端末の販売事業
- (3) 生命保険・損害保険の募集業務および付帯業務、通信販売業
- (4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
- (5) 不動産の賃貸業務および管理業務
- (6) モバイルの法人向け販売を中心としたビジネスソリューション事業

## 8. 企業集団の主要な営業所および設備等（2025年9月30日現在）

### (1) 当社

本社	愛知県名古屋市中区	
太陽光発電所	愛知県内	2ヶ所
	岐阜県内	1ヶ所
	三重県内	3ヶ所
	埼玉県内	1ヶ所
	和歌山県内	1ヶ所
	広島県内	1ヶ所
	熊本県内	2ヶ所
	茨城県内	1ヶ所
	千葉県内	1ヶ所
	宮城県内	1ヶ所

### (2) 子会社

#### 株式会社エスケーアイ

本社	愛知県名古屋市中区	
関東支社	神奈川県横浜市港北区	
静岡営業所	静岡県静岡市清水区	
店舗	愛知県内	21店舗
	静岡県内	11店舗
	東京都内	3店舗
	神奈川県内	14店舗

#### 株式会社セントラルパートナーズ

本社	岐阜県大垣市	
東北支店	青森県青森市	
新潟支店	新潟県新潟市	
大阪支店	大阪府大阪市西区	

#### エスケーアイマネージメント株式会社

本社	愛知県知多市	
葬儀会館	愛知県内	8会館

#### エスケーアイ開発株式会社

本社	愛知県名古屋市中区	
立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所
太陽光発電所	三重県内	1ヶ所

## 9. 企業集団および当社の従業員の状況（2025年9月30日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー事業	4名	1名増
移動体通信機器販売関連事業	289名	4名増
保険代理店事業	69名	—
葬祭事業	23名	2名減
不動産賃貸・管理事業	ー名	—
ビジネスソリューション事業	23名	3名減
全社（共通）	31名	2名増
合計	439名	2名増

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員120名は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	3名増	37.7歳	10.7年

(注) 従業員数には、臨時従業員10名は含まれておりません。

## 10. 企業集団の主要な借入先・借入額（2025年9月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	4,116,812千円
株式会社三井住友銀行	2,284,160
株式会社みずほ銀行	2,138,506
株式会社あいち銀行	1,044,803
株式会社十六銀行	817,420
株式会社大垣共立銀行	644,272
株式会社名古屋銀行	545,681
株式会社山口銀行	486,616
株式会社三十三銀行	419,628
株式会社横浜銀行	280,800
株式会社五百銀行	50,000

## II. 会社の株式に関する事項（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,956,500株
- (3) 株主数 4,065名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 サ ン ワ	3,400,000	45.24
ア イ デ ン ブ ル ス 有 限 公 司	258,500	3.43
株 式 会 社 サ カ イ	236,000	3.14
酒 井 俊 光	230,000	3.06
榎 原 康 代	159,500	2.12
サカイホールディングス従業員持株会	156,500	2.08
高 橋 新	145,900	1.94
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	114,400	1.52
INTERACTIVE BROKERS LLC	96,600	1.28
田 川 正 彦	76,000	1.01

（注）1. 当社は自己株式を3,441,049株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は、2025年5月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ア. 取得対象株式の種類 普通株式
- イ. 取得した株式の総数 2,294,700株
- ウ. 株式の取得価額の総額 881,164,800円
- エ. 取得期間 2025年5月23日～2025年7月31日
- オ. 取得方法 公開買付

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役（社外取締役を除く）	24,667	2

### III. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		2022年11月11日
新株予約権の数		201,000個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式201,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり575円 (1株当たり575円)
権利行使期間		2024年11月29日から2029年11月28日まで
行使条件		(注) 3
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 25,000個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名

(注) 1. 社外取締役および監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 上記の取締役が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 行使の条件は以下のとおりです。
  - (1)新株予約権者は、権利行使の時点において、当社または当子会社の取締役、執行役員ならびに従業員の地位にあるとき、新株予約権を行使することができるものとする。
  - (2)新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができるものとする。
  - (3)その他の条件については、取締役会に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の氏名等(2025年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	朝田康二郎	株式会社エスケーアイ取締役会長 株式会社セントラルパートナーズ取締役会長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役会長 刀パートナーズ株式会社取締役 株式会社ファイナンシャルファーム取締役 株式会社ミツワ従業員
取 締 役	中野喜夫	株式会社エスケーアイ取締役 エスケーアイマネージメント株式会社取締役
取 締 役	片山義浩	アスカ株式会社常務取締役ロボットシステム事業部長
取 締 役	秋葉一行	秋葉法律会計経営事務所所長
常勤監査役	内田守彦	—
監 査 役	後藤康史	後藤会計事務所所長
監 査 役	伊東祐介	法律事務所ZeLoIPO部門責任者 株式会社グッドニュース社外監査役 株式会社リオ・ホールディングス社外取締役 株式会社デベロップ社外取締役

- (注) 1. 取締役片山義浩氏および秋葉一行氏は、社外取締役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に對し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役後藤康史氏および伊東祐介氏は、社外監査役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に對し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役後藤康史氏は税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役伊東祐介氏は弁護士の資格を有し、専門的見地と豊富な識見を有しております。
5. 当社は、取締役片山義浩氏および秋葉一行氏ならびに監査役後藤康史氏および伊東祐介氏との間で、賠償責任限度額を、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいざれか高い金額とする責任限定契約を締結しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に

対してされた損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とする等、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

7. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
8. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 事 由	異 動 年 月 日
中野 喜夫	執行役員人財戦略部長	取締役執行役員人財戦略部長	—	2024年12月27日
秋葉 一 行	—	取締役	—	2024年12月27日
鮑俊	取締役	—	任期満了	2024年12月27日
中野 喜夫	取締役執行役員人財戦略部長	取締役執行役員人財戦略部長兼 総務部長	—	2025年1月30日

## 2. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会にて取締役の個人別報酬の内容に係る決定方針を定めております。当社の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬は各事業年度における営業利益目標の達成度合いを指標としております。

なお、社外取締役、監査役には業績連動報酬の支給はありません。当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価、決定プロセスにおける、公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより充実させるため、社外役員を過半数とする「指名報酬諮問委員会」を設置しています。委員長は社外取締役が務めています。

「指名報酬諮問委員会」は取締役会の諮問に応じ、取締役の報酬に関する事項について審議し答申を行います。取締役会は「指名報酬諮問委員会」の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬を決議しております。取締役会は「指名報酬諮問委員会」が客観性、妥当性ある検討を行っていると判断しております。

### (2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	48,078 (8,400)	43,131 (8,400)	4,947 (-)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17,790 (9,000)	17,790 (9,000)	— (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	65,868 (17,400)	60,921 (17,400)	4,947 (-)	8 (5)

(注) 1. 取締役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額350,000千円以内（うち社外取締役年額70,000千円以内）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

上記の報酬とは別枠で、2023年5月31日開催の臨時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権として、新株予約権の数の上限を年305,000個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を年305,000株と決議しております（ただし、2024年5月30日開催の取締役会において、当該新株予約権の発行を中止することを決議しております。）。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

加えて、2023年12月21日開催の第33回定時株主総会において、上記の報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。

当該株主総会終結時点の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

2. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、割当の際の条件等は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた日より当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間であります。また、当事業年度における交付は「II（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
3. 上記には、当社の連結子会社からの報酬等は含んでおりません。

### 3. 社外役員に関する事項

#### 主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される 役割について行った職務の概要
取締役	片山義浩	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、企業経営における豊富な経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行ってています。
取締役	秋葉一行	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、弁護士および公認会計士としての経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行ってています。
監査役	後藤康史	当事業年度開催の取締役会18回および監査役会21回の全てに出席し、会計事務所所長として、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かし、幅広い見地からの的な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行ってています。
監査役	伊東祐介	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席、また監査役会21回の全てに出席し、弁護士としての経験に基づく、専門的見地と豊富な識見から適切な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行ってています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任中部総合監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 28,000千円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき

金銭その他の財産上の利益の合計額 28,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積りの相当性を検討し、同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役（執行役）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、会社法・会社法施行規則の改正に伴い、標記体制の改定について取締役会で決議している他、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

なお、内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の整備を決定する。
  - ② 取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
  - ③ コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制を確保する。
  - ④ 一人ひとりの行動規範となる行動指針を制定し、取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努めるよう、教育・啓発活動等を推進する。
  - ⑤ コンプライアンス窓口を設置し、当社グループの従業員等から申し出を受け付け、問題の早期発見・是正に努める。当社グループは、上記申し出を行った者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。
  - ⑥ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査担当部門が計画的に監査を行う。
  - ⑦ 取締役および従業員は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに取締役会および監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、稟議書、契約書等を適切に保存および管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会により、当社グループのリスクの把握・評価ならびに対応策の検討を行い、リスクの低減を図る。

- ② 個人情報の漏洩等の事業運営リスクについては、それぞれの組織において、必要な基準・ルールを定め、リスクの防止・低減を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項の審議、全般的業務執行方針を確立するために、当社および子会社の社内役員、各部門等責任者等で構成されるグループ経営会議を設置し、運営する。
  - ② 経営ビジョンのもと、年度計画を定め、目標達成のための業績管理、フォローを行うことにより、効率的な職務執行に努める。
  - ③ 適正かつ効率的に職務を執行できるよう、組織規程、稟議規程、職務権限規程等の意思決定に関する規程を整備する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役会においてグループ各社の重要事項の承認を行う。
  - ② 当社は、グループ各社の経営の業務執行状況、財務状況等の報告を求め、グループ各社は、すみやかにこれに応じる。
  - ③ グループ各社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに当社に報告する等適切に対応する。
  - ④ グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査担当部門が計画的に監査を行う。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 常勤する監査役の求めに応じ、職務を補助する社員を配置できることとする。当該社員は、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する。
  - ② 当該社員の人事異動、考課等については、事前に常勤する監査役と協議する。
- (7) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席し、また、稟議書および議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受ける。
  - ② 当社グループの取締役および従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告する。
  - ③ 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社監査役は、監査役から報告を求められた場合は、すみやかに応じる。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。
  - ④ 監査役がその職務の執行について費用の請求をした場合は、必要ないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用を支払う。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定める等必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① サカイホールディングスグループ行動指針を定め、取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努める企業風土の確立を目指しております。
- ② 取締役会における意思決定の透明性を高めるため、取締役・監査役7名のうち、4名は社外役員としております。また、社外役員に対しては、事業責任者による事業説明会、意見交換会を実施するとともに、取締役会実効性評価を行い、実効性向上を図っております。
- ③ コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催し、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、法令違反の点検、コンプライアンス窓口から通報された事案の検討等を実施しております。
- ④ グループ社員全員を対象として、コンプライアンス研修（eラーニング）を実施するとともに、コンプライアンスに対する意識を調査し、グループ全体の教育、啓発活動に努めております。
- ⑤ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査部門が、全部署を対象としてリスクアプローチに基づいた監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会・グループ経営会議・各種会議等重要会議の議事録、稟議書、規程、契約書等は電子文書としても保存、管理され、権限に応じた閲覧ができるようにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、リスク毎に主管部署を明確にし、リスクおよび対応状況等を「リスク管理状況報告」に取り纏め、年1回、グループ経営会議、取締役会で報告、管理しております。
- ② 事業運営リスクに関しては、当社の管理部門の人員拡充・良質な人材の確保に努め、それぞれの部署でリスク認識、対応の更なる強化を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① グループ経営会議により、グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ横断での情報共有化、意思決定の過程の透明化を図っております。

- ② 経営改革推進委員会を月1回開催し、当社グループの健全で持続的な成長を実現するため、業務執行に関わる重要規程の見直しや風土改革等の業務改革活動を継続して取り組んでおります。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ経営会議を経て、当社取締役会で意思決定しております。
  - ② 当社の管理部門の人員拡充・良質な人材を確保し、子会社の管理強化をしております。子会社監査役は専任体制とし、知識と経験を有する者を監査役候補者としております。
  - ③ 重要な子会社には、内部監査部門を設けており、グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査部門が計画的に監査を行っております。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する体制  
監査役からは、職務を補助する社員の配置を求められておりませんが、必要に応じて内部監査スタッフが、監査役の職務の補佐ができるよう体制を構築しております。
- (7) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席するとともに、適時、取締役への聴取や子会社往査などを行っております。また、グループ監査役会議を主宰し、定期的な報告を受けております。
  - ② 当社グループの取締役および従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告しております。重要事案は個別に、監査役に正確な情報を報告することを徹底しております。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制  
反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定めるなど必要な体制を整備し、外部専門機関と連携して対応しております。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)			
流動資産	5,628,714	流動負債	7,436,235
現金及び預金	2,859,201	買掛金	960,863
売掛金及び契約資産	1,770,884	短期借入金	3,800,000
商品	716,747	年内返済予定の長期借入金	1,304,184
その他の	290,368	未払金	355,298
貸倒引当金	△8,487	未払法人税等	241,059
固定資産	14,771,062	返金負債	130,112
有形固定資産	12,450,208	賞与引当金	131,443
建物及び構築物	1,508,104	その他の	513,274
機械装置及び運搬具	6,627,231	固定負債	8,283,120
土地	3,722,878	長期借入金	7,724,515
建設仮勘定	549,963	繰延税金負債	8,424
その他の	42,029	退職給付に係る負債	200,492
無形固定資産	1,139,146	資産除去債務	307,544
のれん	836,000	その他の	42,144
その他の	303,146	負債合計	15,719,356
投資その他の資産	1,181,707	(純資産の部)	
投資有価証券	280,574	株主資本	4,359,607
繰延税金資産	280,300	資本金	747,419
差入保証金	326,561	資本剰余金	684,918
その他の	294,270	利益剰余金	4,822,136
資産合計	20,399,776	自己株式	△1,894,867
		その他の包括利益累計額	212,240
		その他有価証券評価差額金	139,319
		繰延ヘッジ損益	75,876
		退職給付に係る調整累計額	△2,954
		新株予約権	23,273
		非支配株主持分	85,298
		純資産合計	4,680,419
		負債純資産合計	20,399,776

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 自 2024年10月1日 )  
( 至 2025年9月30日 )

(単位 : 千円)

科目	金額
売 上 高	17,017,023
売 上 原 価	10,614,913
売 上 総 利 益	6,402,109
販売費及び一般管理費	4,936,580
營 業 利 益	1,465,529
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,178
受 取 家 賃 入	14,320
營 業 支 援 金 収 入	4,023
受 取 保 険 金	1,669
受 物 品 売 却 益	10,813
そ の 他	17,986
	70,991
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	171,849
融 資 手 数 料	31,004
そ の 他	1,554
	204,409
経 常 利 益	1,332,112
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2,257
投 資 有 価 証 券 売 却 益	185,106
そ の 他	893
	188,257
特 別 損 失	
減 損 損 失	49,644
固 定 資 産 除 却 損	106
損 害 賠 償 金	21,342
和 解 金	24,730
	95,824
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,424,545
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	454,517
法 人 税 等 調 整 額	△36,871
当 期 純 利 益	417,646
非支配株主に帰属する当期純利益	1,006,899
親会社株主に帰属する当期純利益	19,808
	987,090

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,542,716	流動負債	5,892,545
現金及び預金	2,073,592	短期借入金	4,400,000
売掛金	368,758	1年内返済予定の長期借入金	1,149,308
短期貸付金	927	未払金	71,388
その他	99,437	未払法人税等	155,549
固定資産	13,244,787	賞与引当金	17,246
有形固定資産	11,016,023	預り金	5,055
建物	222,313	その他の	93,997
構築物	551,294	固定負債	7,275,486
機械及び装置	6,468,642	長期借入金	7,026,359
車両運搬具	6,214	退職給付引当金	41,881
工具器具及び備品	12,133	繰延税金負債	15,611
土地	3,205,459	資産除去債務	179,873
建設仮勘定	549,963	その他の	11,760
無形固定資産	1,106,067	負債合計	13,168,031
のれん	836,000	(純資産の部)	
その他の	270,067	株主資本	2,381,003
投資その他の資産	1,122,697	資本金	747,419
投資有価証券	280,574	資本剰余金	684,918
関係会社株式	599,645	資本準備金	684,918
差入保証金	44,987	利益剰余金	2,843,532
その他の	197,489	利益準備金	3,820
資産合計	15,787,504	その他利益剰余金	2,839,712
		別途積立金	134,150
		繰越利益剰余金	2,705,562
		自己株式	△1,894,867
		評価・換算差額等	215,195
		その他有価証券評価差額金	139,319
		繰延ヘッジ損益	75,876
		新株予約権	23,273
		純資産合計	2,619,472
		負債純資産合計	15,787,504

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 2024年10月1日 )  
( 至 2025年9月30日 )

(単位 : 千円)

科目	金額
売 上 高	2,700,901
売 上 原 価	1,074,948
売 上 総 利 益	1,625,953
販売費及び一般管理費	602,550
當 業 利 益	1,023,402
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	21,630
受 取 家 貸	20,684
受 取 保 險 金	1,669
そ の 他	5,709
	49,693
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	162,513
融 資 手 数 料	30,713
そ の 他	335
	193,562
經 常 利 益	879,533
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,541
投 資 有 価 証 券 売 却 益	185,106
そ の 他	893
	187,541
特 別 損 失	
和 解 金	24,730
税 引 前 当 期 純 利 益	24,730
	24,730
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,042,344
法 人 税 等 調 整 額	278,009
	278,009
当 期 純 利 益	777
	777
	278,786
	763,558

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月13日

株式会社 サカイホールディングス  
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人  
愛知県名古屋市  
指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 智大  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 堀江 将仁  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び查閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月13日

株式会社 サカイホールディングス  
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人

愛知県名古屋市

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 早稲田 智大

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 堀江 将仁

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月13日

株式会社 サカイホールディングス 監査役会  
常勤監査役 内田 守彦㊞  
社外監査役 後藤 康史㊞  
社外監査役 伊東 祐介㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、そのための収益力を強化するとともに、株主の皆様に対する積極的な利益還元策を実施し、配当性向を30%以上とすることを基本としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。

なおこの場合の配当総額は、120,247,216円となります。

(注)中間配当10円を含めた当期の年間配当は、1株につき26円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営む会社、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。	第1章 総 則 (目的) 第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営む会社、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。
(1)～(18) (条文省略) (新 設)	(1)～(18) (現行どおり) <u>(19) 旅館業</u>
<u>(19)～(26)</u> (条文省略) (新 設)	<u>(20)～(27)</u> (現行どおり) <u>(28) 有料職業紹介事業</u>
<u>(27)～(35)</u> (条文省略) (新 設)	<u>(29)～(37)</u> (現行どおり) <u>(38) 飲食業</u>
<u>(36)～(37)</u> (条文省略)	<u>(39)～(40)</u> (現行どおり)

### 第3号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役4名は本定時株主総会終結の時をもって全員が任期満了となります。つきましては、本定時株主総会において取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あさだ こうじろう 朝田 康二郎 (1979年7月15日)	<p>2003年4月 野村證券株式会社入社          2010年4月 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社入社          2013年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社          2018年11月 株式会社ファイナンシャルファーム取締役（現任）          2019年1月 株式会社ミツワ入社（現職）          2019年2月 ブルーモーニングフィナンシャル株式会社          代表取締役          2021年1月 刀パートナーズ株式会社代表取締役          2022年3月 株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発監査役          2022年12月 刀パートナーズ株式会社取締役（現任）          当社代表取締役社長（現任）          株式会社エスケーアイ代表取締役社長          株式会社セントラルパートナーズ          代表取締役会長          エスケーアイマネージメント株式会社          取締役          2023年12月 エスケーアイ開発株式会社代表取締役社長          株式会社エスケーアイ取締役会長（現任）          株式会社セントラルパートナーズ          取締役会長（現任）          2024年9月 エスケーアイマネージメント株式会社          取締役会長（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社エスケーアイ 取締役会長          株式会社セントラルパートナーズ 取締役会長          エスケーアイマネージメント株式会社 取締役会長          刀パートナーズ株式会社 取締役          株式会社ファイナンシャルファーム 取締役          株式会社ミツワ 従業員</p>	35,559株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
2	※ 渕上 真孝 (1964年2月12日)	<p>1982年3月 株式会社名古屋三越入社      2005年8月 東建コーポレーション株式会社入社      財務経理部課長      2009年4月 モリリン株式会社入社      2015年3月 同社財務部課長      2016年3月 同社財務部部長代理      2019年3月 同社財務部長      2024年8月 当社入社 経理部次長      2024年9月 当社経理部長（現任）</p>	700株
3	片山 義浩 (1979年8月29日)	<p>2003年4月 アスカ株式会社入社      2008年4月 同社自動車部品事業部営業部長      2011年2月 同社取締役自動車部品事業部営業部長      2012年3月 同社取締役自動車部品事業部幸田工場長      2013年9月 同社取締役自動車部品事業部営業部長      2015年2月 同社常務取締役総務・経理・経営管理担当      2016年2月 同社常務取締役総務・経理・経営管理・開発本部担当      2018年3月 同社常務取締役管理本部長      2018年10月 株式会社ジャスティス代表取締役      2022年12月 当社社外取締役（現任）      2023年2月 アスカ株式会社常務取締役制御システム事業部長      2025年2月 アスカ株式会社常務取締役ロボットシステム事業部長（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕      アスカ株式会社 常務取締役ロボットシステム事業部長</p>	一株
4	秋葉 一行 (1982年10月29日)	<p>2010年12月 弁護士登録      北箇法律事務所入所      2012年10月 三重県信用農業協同組合連合会に向      2016年7月 名古屋国税不服審判所国税審判官      2020年4月 秋葉法律会計経営事務所所長（現任）      2020年7月 公認会計士登録      2024年12月 当社社外取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕      秋葉法律会計経営事務所 所長</p>	一株

- (注)1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  3. 片山義浩氏および秋葉一行氏は社外取締役候補者であります。
  4. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
    - (1) 片山義浩氏は、企業経営における幅広い識見を生かして、的確な意見を述べるなど経営全般に対する提言を適切に行っていただいていることから、社外取締役に選任しております。片山義浩氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定期株主総会終結の時をもって、3年となります。

- (2) 秋葉一行氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士および公認会計士としての専門的見地と豊富な識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営全般に的確な意見をいただいていることから、社外取締役として選任しております。秋葉一行氏は現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
5. 責任限定契約について
- 当社は片山義浩氏および秋葉一行氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 独立役員について
- 当社は、片山義浩氏および秋葉一行氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出でております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス（定時株主総会後の予定）

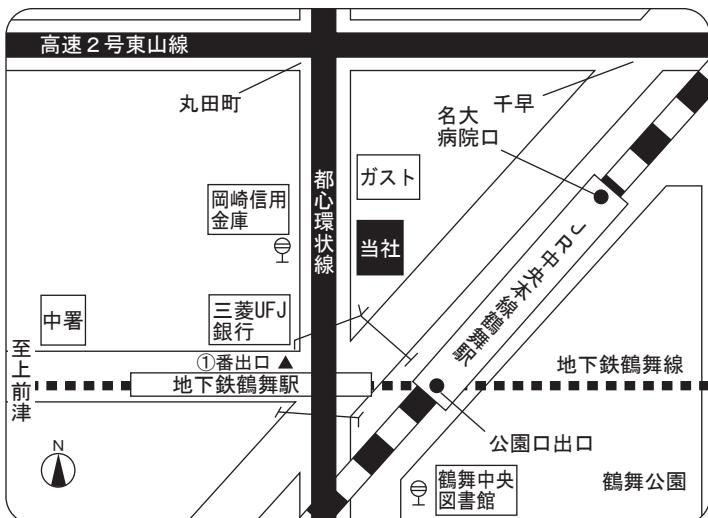
スキル	企業経営	マーケティング・営業	ファイナンス・財務	I T ・ D X	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル経験	ESG・サステイナビリティ
役員情報								
朝田康二郎	再任	代表取締役社長	○	○		○		
渕上真孝	新任	取締役		○				○
片山義浩	再任	社外取締役	○	○	○	○	○	
秋葉一行	再任	社外取締役		○		○	○	
内田守彦	現任	常勤監査役		○		○	○	
後藤康史	現任	社外監査役	○		○		○	○
伊東祐介	現任	社外監査役				○	○	○

(注)1. 本総会第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合に予定しているものです。

2. 取締役候補者および監査役候補者の指名にあたっては、透明性、公平性、客観性を一層高めるため、社外役員を議長とし、社外役員が半数以上を占める「指名報酬諮問委員会」における審議を経ております。

以上

# 株主総会会場ご案内図



株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室  
名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）  
電話 052-262-4499

## 経路のご案内

### 〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)—————徒歩5分

JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)—————徒歩5分

### 〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車

名駅・栄方面よりお越しの方—————バス停より北へ徒歩5分

新瑞橋・高辻方面よりお越しの方—————バス停より向かいへ徒歩5分

## お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいます  
ようお願い申しあげます。